

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【13】」

2. 日時：令和3年3月12日 13時30分～16時35分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他3名

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（長期健全性）

○緩衝体の長期健全性に関する考え方について、緩衝体に使用している木材の経年劣化の状態を踏まえた検査及び保修の必要性も含め、型式証明申請において記載する事項について再度整理して説明すること。

（地震・津波・竜巻）

○外部事象に対する安全評価について、一部の構造健全性評価対象部材を評価することによって、閉じ込め機能だけでなく、すべての安全機能が維持されることを明確に説明すること。

（火災評価・安全施設）

○設置許可基準規則第8条（火災）及び第12条（安全施設）への適合性について、今回の型式証明の申請範囲とするのであれば、説明の範囲がわかるようにすること。

（3）MHIから、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

## 6. その他

### 提出資料：

- 資料 1-1 設置許可基準規則への適合性について（第3条・第4条・第5条・第6条・第8条・第12条・第16条関連）
- 資料 1-2 補足説明資料 16-6 16条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、材料・構造健全性（長期健全性）に関する説明資料
- 資料 1-3 補足説明資料 3条設計基準対象施設の地盤、4条地震による損傷防止、5条津波による損傷防止、6条外部からの衝撃による損傷防止
- 資料 1-4 補足説明資料 3-1 3条設計基準対象施設の地盤 落下に対する安全機能維持に関する説明資料
- 資料 1-5 補足説明資料 4-1 4条地震による損傷の防止 地震に対する安全機能維持に関する説明資料
- 資料 1-6 補足説明資料 5-1 5条津波による損傷の防止 津波に対する安全機能維持に関する説明資料
- 資料 1-7 補足説明資料 6-1 6条外部からの衝撃による損傷の防止 竜巻及びその他外部事象に対する安全機能維持に関する説明資料
- 資料 1-8 補足説明資料 8条火災による損傷の防止、12条安全施設
- 資料 1-9 補足説明資料 8-1 8条火災による損傷の防止 火災発生防止に係る審査基準への適合性に関する説明資料
- 資料 1-10 補足説明資料 12-1 12条安全施設 安全施設に係る適合性に関する説明資料

以上